

## 「確定拠出年金法施行規則の一部を改正する省令案」に関する意見募集開始

対象

DB

DC

退職金

その他

内容

法令通知

財政運営

会計基準

その他

### 内容

- 9月16日、「確定拠出年金法施行規則の一部を改正する省令案」に関する意見募集（※1）が開始されました。
- 「簡易型DC」に関して適用されている提出書類の一部簡素化について、一般の企業型DCにも適用されるよう省令改正が行われる予定です。
- なお、具体的な省令改正案は示されておらず、今後、改正省令が公布された時点で具体的な内容が明らかになる予定です。

#### <改正内容>

1. 現在、簡易型DCのみに適用されている規定を削除するなど、必要な規定の整備を行い、簡易型DCの規約変更の承認申請について、経過措置を設ける。
2. 簡易型DCのみに適用することとされている規約の軽微な変更の取扱いを一般の企業型DCにも適用するよう改正を行う。



ポイント

これまで承認申請が必要であった一部事項が届出となります。

※1 [「確定拠出年金法施行規則の一部を改正する省令案」に関する意見募集について](#)

<意見募集期限> 2025年10月16日

### 公布日・施行日

- 公布日：2025年10月下旬(予定)
- 施行期日：2026年4月1日

## ご参考

### <改正の背景>

項目	現状の課題	見直しの方向性
簡易型DC	<ul style="list-style-type: none"><li>中小企業が取り組みやすい制度とするため、通常の企業型DCよりも、制度設計を簡素化(全員加入・定額掛金等)し、設立時の提出書類を削減し、2018年に創設された</li><li>しかし、現時点でも設立申請はゼロ</li><li>一方、設立時の提出書類の簡素化については、引き続き中小企業でのニーズはあるものと思われる</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>簡易型DCの手続簡素化の一部について、通常の企業型DCに適用することで、中小企業を含めた事業主が取り組みやすい設計に改善する</li><li>その上で、簡易型DCを通常の企業型DCに統合する</li></ul>

出所:厚生労働省「社会保障審議会企業年金・個人年金部会における議論の整理」(2024.12.27)より弊社作成

### <簡易型DCのみに適用されている軽微な規約変更事項>

#### DC法施行規則 第5条 第1項

- 運営管理機関の行う業務
- 運営管理業務委託契約に関する事項
- 資産管理契約に関する事項
- 事業主掛金の納付に関する事項
- 企業型年金加入者掛金の納付に関する事項

以上

発行元:三菱UFJ信託銀行 トータルリワード戦略コンサルティング部

※ 本件に関するご照会は営業担当者までお願い致します。また本資料は、当社が公に入手可能な情報に基づき作成したのですが、その内容の正確性・完全性を保証するものではありません。施策の実行にあたっては、実際の会計処理・税務処理等につき、貴社顧問会計士・税理士・社会保険労務士等にご確認くださいようお願い申し上げます。本資料の著作権は三菱UFJ信託銀行に属し、その目的を問わず無断で引用または複製することを禁じます。